

第3次まいばら 福祉のまちづくり計画

計画の進め方

✓ 計画の広報・周知

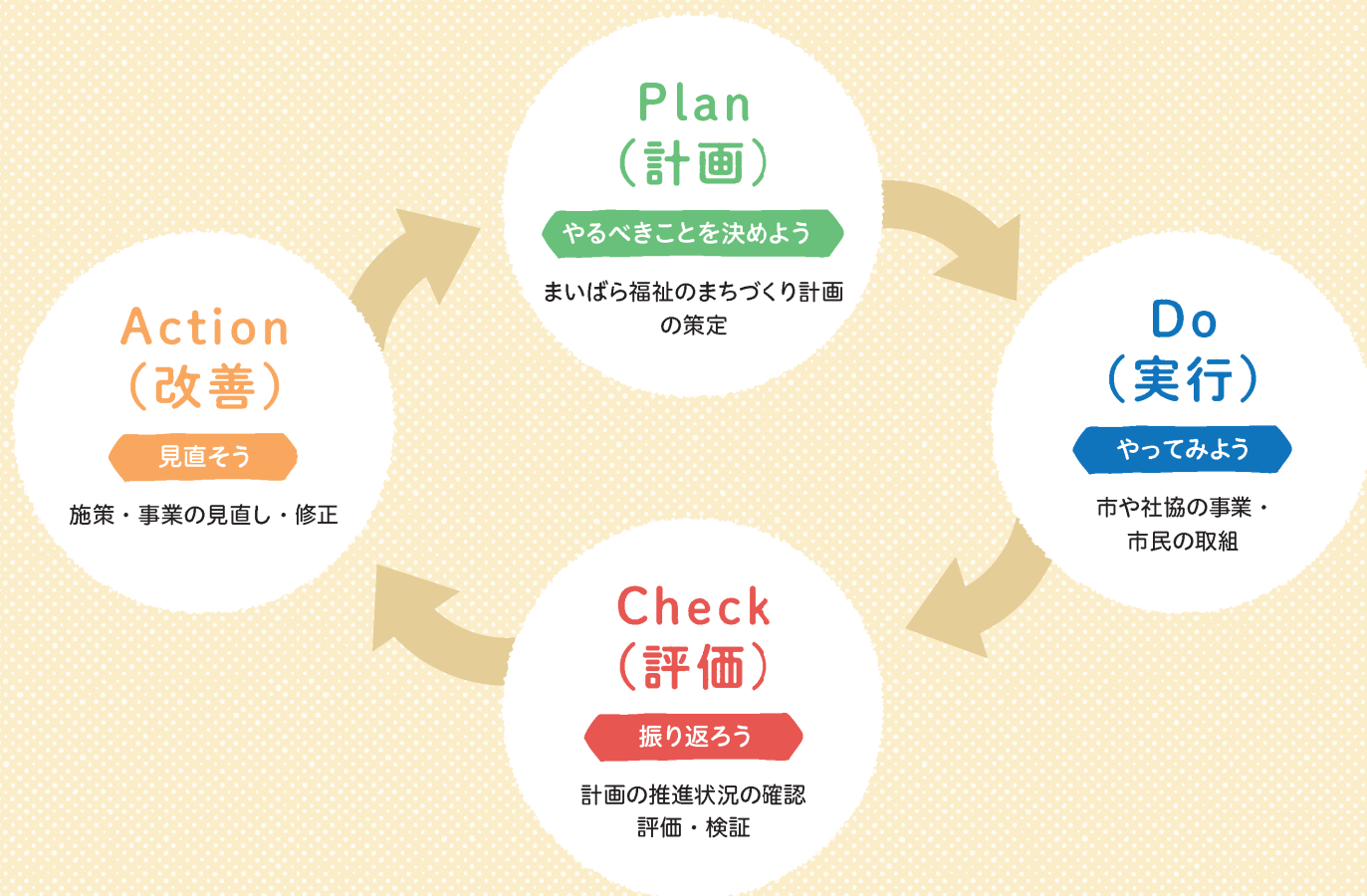
福祉のまちづくりは、市民、地域や事業者等と共に推進していくものです。市民、地域、事業者や福祉事業者等が地域におけるつながりや支え合い、地域福祉に対する理解を深め、本計画の取組を実践、継続していけるよう、広報誌やウェブサイトのほか、地域における交流会、様々な地域活動や福祉活動等の機会を利用して計画内容の広報・周知します。

✓ 計画の推進と進行管理

この計画は、市や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域、事業者や福祉事業者等、みんなで連携・協働しながら進めていく計画です。

計画の進捗管理については、市と社会福祉協議会において毎年度取組状況の確認を行うとともに、中間年における評価や、次期計画に向けた見直し等については、PDCAサイクルに基づき、市民・福祉事業者等による米原市地域福祉推進会議、市や社会福祉協議会による横断的な連携・推進体制等を中心に、みんなで福祉のまちづくりを進めていきます。

■計画の進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ



発行年月:令和6年(2024年)3月
発行者:米原市

〒521-8501 米原市米原1016 米原市 暮らし支援部 福祉政策課
TEL 0749-53-5121/FAX 0749-53-5128 <https://www.city.maibara.lg.jp/>
社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
〒521-0023 滋賀県米原市三吉570番地
TEL 0749-54-3105/FAX 0749-54-3115 <http://www.maibara-shakyo.or.jp/>

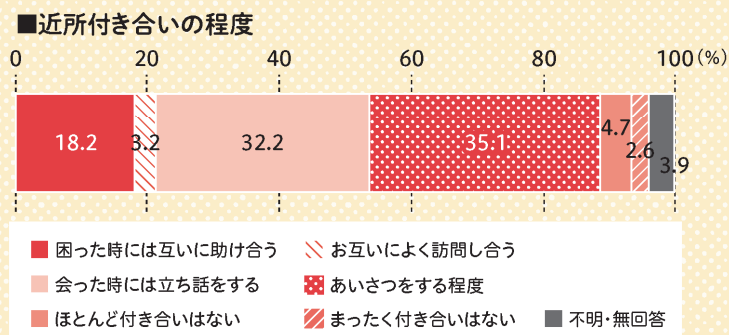


令和6年(2024年)3月
米原市
社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

米原市における地域福祉の状況

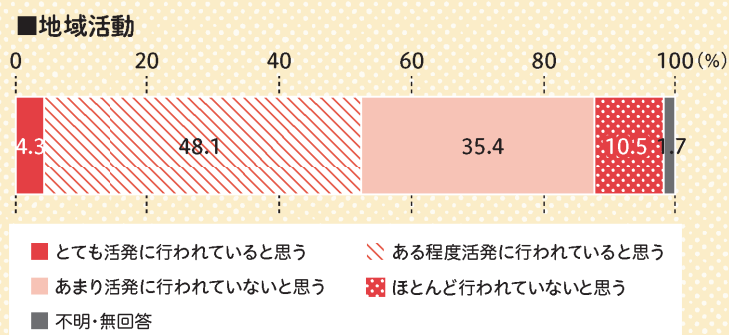
1 人とのつながりの希薄化

- 地域に対する認識や近所付き合い等の意識や生活が変化し、地域のつながりの希薄化が進行している。
- 小中学校区など自治会エリアを超える範囲での組織・団体の活動も必要



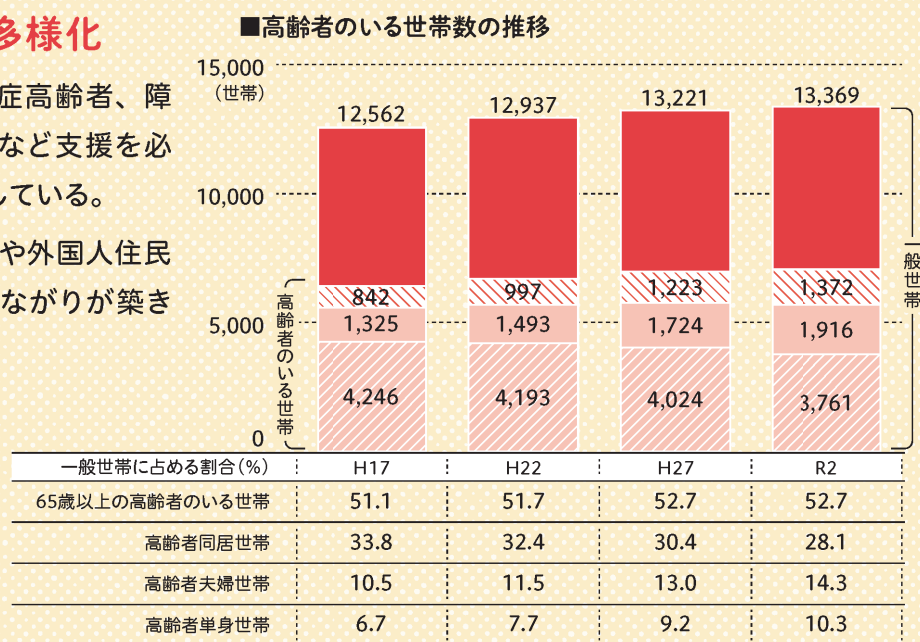
2 地域福祉を支える担い手不足

- 地域コミュニティでの助け合い、支え合い活動や団体活動等の参加者が減少している。
- 福祉事業所や保育施設等の専門機関における人材が不足している。



3 暮らしの困りごとの多様化

- ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障がいのある人や生活困窮者など支援を必要とする人や世帯が多様化している。
- ひきこもり、ヤングケアラーや外国人住民等の公的支援や地域とのつながりが築きにくい人が増加している。



4 暮らしの安心・安全

- 助け合い、支え合いの関係づくり、安全・安心な生活のための制度の活用や支援の仕組みづくりが必要
- 支援を必要とする人の災害時の支援や、高齢者の移動手段の確保が必要



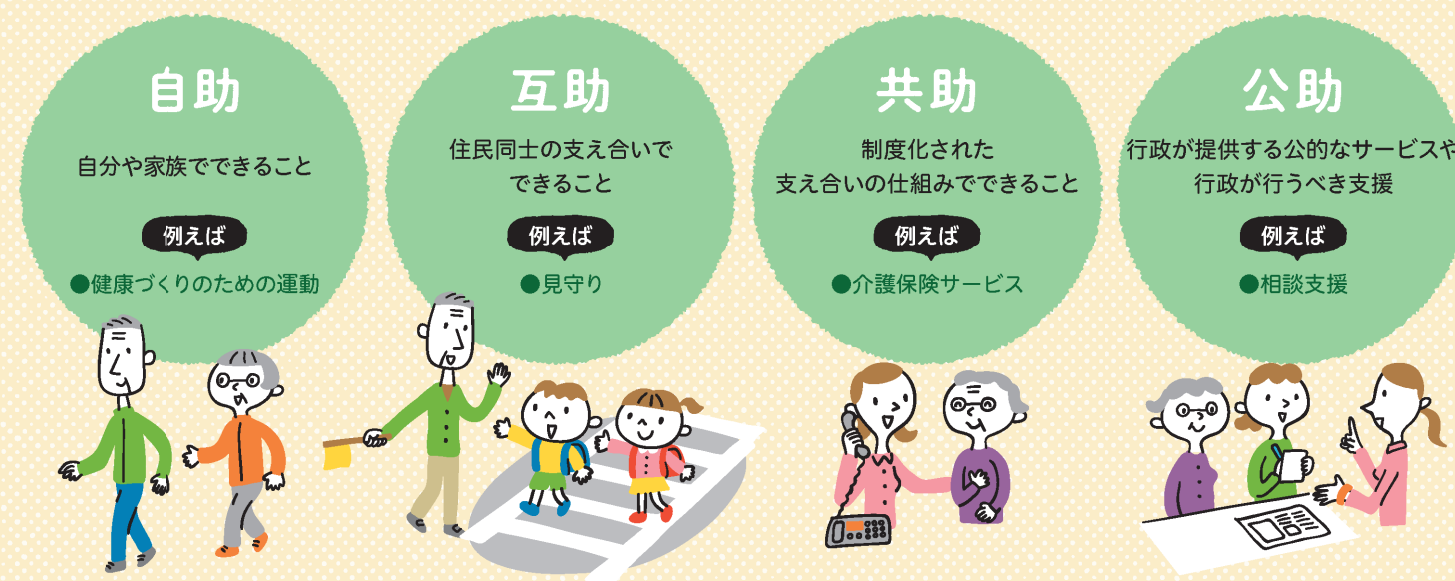
まいばら福祉のまちづくり計画について

✓ 地域福祉とは？

地域福祉は、地域の様々な困りごとの解決に向けて、家族、友人、地域住民、事業者や行政等が役割を分担し、支え合いながら、誰もが安心して暮らせるよう、まちづくりを進めることです。

地域では、悩みや困りごと等の課題も多様で、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、近隣住民のちょっとした気付きや手助けで解決できることもあります。

そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。この「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割分担と連携の下で課題解決をしていくことが大切です。



✓ 計画の概要

本計画は、行政と市民や社会福祉協議会をはじめとした民間の各種団体・機関が連携を強化し、地域福祉に関わる様々な支援や基盤づくりを同じ方向性でより効果的に推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。なお、本計画には誰一人取り残さない包括的な社会の実現に向けて重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進計画および再犯防止推進計画の内容を含みます。

■計画の期間



本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

福祉のまちづくりの考え方

基本理念 ～この計画がめざすまちの姿～

自分らしく心豊かに
安心して暮らせるまち まいばら

～ゆったりと ゆるやかに みんながつながるまちをめざして～

多様性が認められる社会、誰一人取り残さない社会が求められており、地域のつながりの希薄化や担い手不足が進行する中でも、一人一人が地域課題を自分事として捉え、みんなで解決に向けて取り組んでいくまちづくりをめざします。

基本方針

地域課題の解決と基本理念の実現に向け、第3次計画においては次の3つの分野横断的な基本方針を掲げ、各種施策に取り組みます。



基本方針Ⅰ

誰一人取り残さない 仕組みづくり

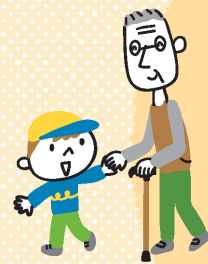
課題を抱える一人一人に合った支援やサービスが受けられるよう、行政、関係機関や地域住民など地域全体で包括的、重層的に支援できる仕組みにより、誰一人取り残さない地域づくりを行います。



基本方針Ⅲ

安心して暮らせる 基盤づくり

住まいの場や移動手段の確保、防災・感染症対策、生活環境や支援体制の充実等、誰もが安心して暮らせる生活基盤づくりを行います。



基本方針Ⅱ

みんなが支え合う つながりづくり

地域における支え合い、助け合いが機能するよう、顔の見える関係づくりや地域福祉に関する意識啓発、多様な交流、地域活動への参画促進を図ります。

地域福祉に関する課題解決に向けた支援体制

複雑化・複合化する地域課題を解決するため、庁内連携と併せ、社会福祉協議会をはじめ、その他関係団体など多機関協働による重層的支援体制を構築していきます。

支援体制のイメージ

属性を問わない相談を受け止め、必要な支援につなぐための相談支援、課題解決に向けた多機関協働による調整や支援対象者個人や場所とつながるアウトリーチに関する取組を展開します。

基本方針Ⅰに関する支援体制・取組

包括的相談支援

■分野を問わない相談を受け止め、必要な支援につなぐ

高齢者福祉
(地域包括支援センター)

障がい者福祉
(障がい者相談支援センター)

児童福祉
(利用者支援事業等)

生活困窮
(生活困窮者自立支援事業
生活保護等)

庁内担当課および関係機関

多機関協働

■複雑化・複合化したケースの調整
■多機関の協働をコーディネート

交流できる場の確保や住民同士の顔の見える関係づくりを行う地域づくり、就労、居場所や通いの場等、社会とのつながりをつくる取組を展開します。

アウトリーチ* 継続的支援

■継続的につながり続ける伴走支援(訪問・相談、支援、モニタリング等)

個人に対する
アウトリーチ

■潜在的な対象者の把握

場に対する
アウトリーチ

基本方針Ⅲに関する 支援体制・取組

参加支援

■本人ニーズを丁寧にアセスメント
■社会とのつながりをつくる支援

就労支援

居場所

通いの場

地域づくり

■属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ■住民同士の顔の見える関係づくり

基本方針Ⅲに関する支援体制・取組

福祉人材の確保

暮らしの安心

災害に強いまちづくり

■安心して暮らせる基盤・安全等の確保

福祉サービスや権利擁護等の制度施策の基盤整備のほか、福祉人材の確保や防災対策など安心して暮らせる基盤・安全等の確保に関する取組を展開します。

*アウトリーチ ... 相談を待つのではなく支援者が積極的に出向く支援

施策の具体的な取組

基本理念

自分らしく心豊かに安心して暮らせるまちまいばら
 ゆったりとゆるやかにみんながつながるまちをめざして

基本方針

基本方針Ⅰ

誰一人取り残さない仕組みづくり



- ① 相談しやすい環境を整えます**
誰もが不安や悩みを相談できる環境があり、適切な支援やサービスにつながるまちをめざします。
- ② 支援がつながる仕組みをつくります**
行政、地域、事業者や関係機関等の多様な連携により、地域課題が解決できるまちをめざします。
- ③ みんなが活躍できる機会をつくります**
誰もが自分らしく、人とつながり、活躍できるまちをめざします。

基本方針Ⅱ

みんなが支え合うつながりづくり



- ④ 福祉のこころを育みます**
誰もが福祉について学んだり、体験する機会に参加することで、違いを認め合い支え合うことができるまちをめざします。
- ⑤ 人と人がつながり、支え合う機会を広げます**
年齢、性別、障がいの有無や国籍等にかかわらず、多様な参加の仕方や交流の機会があり、地域のつながりが深いまちをめざします。

基本方針Ⅲ

安心して暮らせる基盤づくり



- ⑥ 福祉人材の確保に取り組みます**
福祉サービスの担い手が確保され、必要とする人が支援やサービスを受けられる体制が整ったまちをめざします。
- ⑦ 暮らしの安心を確保します**
年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるまちをめざします。
- ⑧ 災害に強いまちをつくります**
平常時からの各主体の連携や訓練等の備えにより、避難行動等に協力して災害に対応できるまちをめざします。

主な取組

市の取組	社会福祉協議会の取組	市民・事業者・福祉事業者の取組
相談窓口の設置や、オンライン、アウトリーチによる相談、多言語対応など、相談しやすさを向上します。	メール、SNS等の活用や、専門職や関係機関との連携による多様な相談機会を確保します。	不安や悩みを抱え込まずに相談したり、まわりの虐待やDV等に気づいた時には、関係機関に連絡します。
庁内の部署横断的な協議の場の設置や、関係機関との連携による支援へのつなぎの体制を構築します。	地域や関係機関間における話し合いの場を開催し、複雑化・複合化した課題への対応力の強化を図ります。	地域では支えきれない地域の困りごとは、専門機関につなげるとともに、必要な範囲で情報を提供します。
経済的・社会的自立の支援など、困難を抱える人に対する公的なサービスや制度の利用を支援します。	社会とつながるためのステップの場の提供や、関係機関との連携による就労に向けた支援や社会参加の機会を広げます。	配慮や支援が必要な人が落ち着いて過ごせる場を提供するとともに、配慮が必要な方を受け入れ、共に寄り添います。
研修や講座など福祉や人権に関する学びの場を確保するとともに、合理的配慮、非行や再犯の防止を推進します。	市民や福祉事業者に対し、当事者の声を聴く等の学びの機会への参加を促進するとともに、学校との連携による福祉学習を推進します。	学びの場への参加・協力により福祉のこころを育みます。
コミュニケーションに関する支援や地域における交流促進など、人と人のつながりの創出を支援します。	福祉分野を超えて、人と人、人と活動をつなぐとともに、福祉に関する活動の支援を行います。	市民は、あいさつや見守りなどできることから取り組むとともに、企業や団体は、地域の一員として活動に参加します。
介護や保育等、福祉に関する仕事のマッチングや、福祉に携わる人材の確保を支援します。	研修会等の開催や、大学や専門学校等の実習生を受け入れ、福祉の専門職の育成支援を行います。	社会福祉法人等は、研修や講座の開催等を通じ、地域の福祉力を高めます。
交通や生活の利便性・安全性の確保や、デジタル技術を活用した行政サービスの向上を図ります。	一時的な資金の貸付け、家計改善や就労に向けた支援など、暮らしの安心を支援します。	自分らしく暮らすために必要に応じてサービスや制度を利用します。
災害時の避難に支援を必要とする避難行動要支援者の避難支援プランの策定や社会福祉施設との災害時の連携の推進に取り組みます。	自治会と避難行動要支援者の支援機関の連携や、災害時に災害ボランティアセンターを設置・運営します。	避難行動要支援者への登録や、避難訓練への参加など災害に備えます。